

# 品川区立学校の適正な教育環境を 確保するための方策について

一義務教育9年間の一貫教育のさらなる充実  
および地域との連携強化に向けて一

(答 申)

平成30年3月

品川区学事制度審議会

## — 目 次 —

はじめに	1
<b>I 学事制度審議会設置の背景</b>	<b>2</b>
1 品川区の教育改革の歩み	2
2 転機を迎える学校教育	2
3 品川教育ルネサンス-For The Next Generation-による取り組み	3
(1) 異なる学校種が存在する中で学校の特色や可能性を高める学校教育	
(2) 地域との協働による特色づくりを行う学校体制	
(3) 次代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間一貫のカリキュラムの実現	
4 品川教育ルネサンスの推進体制と学事制度審議会の位置付け	4
<b>II 中間答申以降の審議会における論議</b>	<b>5</b>
1 義務教育学校に関する整理	5
2 学校規模に関する整理	5
3 学校選択制に関する諸課題	6
4 学区域に関する整理	6
5 最終答申への反映	6
<b>III 審議会としての提言</b>	<b>7</b>
1 区立学校の学区域	7
(1) 品川区の学区域の歴史と現状	7
(2) 学区域のあり方	7
2 学校選択制について	10
(1) 学校選択制の運用状況	10
(2) 学校選択制の見直しの方向性	12
(3) 小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制の見直し	12
(4) 中学校・義務教育学校（後期課程）の学校選択制の見直し	14
3 三校種体制（学校種のあり方）について	15
(1) 品川区における三校種体制の意義	15
(2) 義務教育学校の現状	16
(3) 義務教育学校のあり方	16
(4) 小・中学校の取り組み	17
4 学校規模の考え方	18
(1) 学校規模の基準	18
(2) 学校規模の現状	18
(3) 学校規模のあり方について	19
5 区立学校の配置バランスについて	20
(1) 歴史的経緯	20
(2) 今後の配置バランスのあり方	21
6 学校改築について	22
(1) 学校改築の現状	22
(2) 学校改築のあり方	22
おわりに	23
付属資料	25

## はじめに

品川区学事制度審議会は、「義務教育 9 年間の一貫教育のさらなる充実および地域との連携強化に向け、区立学校における適正な教育環境を確保するための方策」について、教育長より諮問を受け、平成 28 年 10 月に発足しました。これまで 19 回に及ぶ審議会において、以下の項目について様々な観点から精力的に審議を重ねてきました。

- ① 将来の就学人口動向等を踏まえ、地域とともに義務教育 9 年間の一貫教育を一層推進していくうえで望ましい学区域、学校選択制、学校規模および学校種・地域バランスのあり方について
- ② ①を踏まえた今後の学校改築の考え方について
- ③ 上記事項を実現するための方策について

この間、将来の就学人口推計等の調査や区民アンケート実施、町会長・自治会長の方々からの意見聴取やパブリックコメントの実施など、客観的なデータや品川区の教育に対する区民意識の把握に努めてきました。この答申は、品川区の教育の理念等を踏まえ、その実現のための教育環境に関する基本的な方策等を整理したものです。区民をはじめ、品川区の教育に関わる全ての皆さまにおかれましては、ぜひ本答申の趣旨をご理解いただくとともに、その実現に向けて、ご協力いただきたいと考えています。

### 【この答申で使用する用語の定義】

- ・ 「学校種」…学校の種類。学校教育法第 1 条に列記された小学校や中学校などの「学校」の別。
- ・ 「義務教育学校」…小学校、中学校等と並ぶ学校種のひとつ。義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施す 9 年制の学校。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）」により創設。
- ・ 「小学校等」…小学校・義務教育学校（前期課程）。
- ・ 「中学校等」…中学校・義務教育学校（後期課程）。
- ・ 「学区域」…学校ごとに定められた、児童・生徒の通学する区域。「通学区域」、「学区」。
- ・ 「学校選択制」…区市町村教育委員会が就学校を指定する際、あらかじめ保護者の意見を聴取しその意見を参考に指定を行う制度（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）。
- ・ 「ブロック」…品川区の学校選択制において、小学校を選択することのできる区割りの範囲。品川・大崎、大井・八潮、荏原西、荏原東の 4 ブロックに分かれている。
- ・ 「品川コミュニティ・スクール」…保護者、地域住民等が学校運営に参画することで、学校と地域住民が組織的・継続的に教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組み、教育活動の充実を図ることを目的とした制度。

# I 学事制度審議会設置の背景

## 1 品川区の教育改革の歩み

品川区では、平成 11 年に「教育改革プラン 21」を策定し、学校選択制、外部評価制度、学力定着度調査などの施策を通じて教職員の意識改革や学校教育の質的転換に取り組んできました。これは、旧態依然とした学校や教職員の意識を打破し、地域や保護者からより一層の信頼を得るための取り組みであり、学校や教職員は地域に開かれた特色豊かな学校づくりのため、自ら様々な工夫を行うようになるなど顕著な成果を上げました。平成 18 年度からは、全国に先駆け小中一貫教育を開始し、施設一体型小中一貫校 6 校を順次開校するなど、教育改革の流れはさらに加速していきました。この小中一貫教育の展開によって、子どもたちの学力の向上、学校における問題行動の減少、中学校進学への不安の緩和など様々な成果が表れ、その後、小中一貫教育および小中一貫校の取り組みは全国に広まりました。

同じ頃、少子化の影響による児童・生徒数の減少などの課題が顕在化してきたことを受け、平成 19 年に学事制度審議会を設置し、区立学校の適正規模・適正配置および学校改築など、今後の教育環境のあり方について審議を行いました。翌年には「品川区立学校の適正な教育環境の確保について」（答申）が上申され、以降、その主旨を踏まえつつ、区立学校の教育環境の充実を図ってきました。

## 2 転機を迎える学校教育

「プラン 21」開始から十数年が経過した現在、当時は画期的だった教育改革の取り組みは一般化し、学校や職員だけでなく区内外にもかなり浸透してきたと思われます。これからは、新しい時代に求められる学校の役割や子どもたちをめぐる複雑で多様な課題に柔軟に対応していくため、それぞれの施策について再構築し、さらに充実させていく段階にあります。

また、品川区においては近年の大規模開発等による年少人口の増加が著しく、一部の区立学校では今後の児童・生徒の受入体制の確保が課題になっています。さらに、教育改革の柱である学校選択制についても 20 年近くが経過し、そのあり方を検証・検討する時期にきています。他にも学区域のあり方や校舎の老朽化への対応など、教育環境に関わる制度全般について調査・検討する必要が高まっています。

折しも、平成 27 年 6 月に学校教育法の一部改正により「義務教育学校」が新たな学校種として加わるなど、品川区が取り組んできた小中一貫教育が正式に国の制度として整備されました。このことを受け、品川区は平成 28 年 4 月、施設一体型小中一貫校 6 校すべてを新たに義務教育学校として位置づけました。さらには、学習指導要領の改訂など、我が国の教育に関する制度は大きな転機を迎えています。

### **3 品川教育ルネサンス-For The Next Generation-による取り組み**

こうした変化を捉え、品川区ではこれからの時代を見据えた新たな取り組みとして「品川教育ルネサンス-For The Next Generation-」を平成 28 年度よりスタートしました。これは、これまで培ってきた教育改革の成果を踏まえ、これからの品川教育を再構築するものです。その基本的なコンセプトは次の 3 点に集約されます。

#### **(1) 異なる学校種が存在する中で、学校の特色や個々の学校の可能性を高める 学校教育の推進**

⇒義務教育学校は小・中学校の二つの課程を一体化し、9 年の連続した学びを行う新しい学校であり、施設の分離・一体を問わず設置可能ですが、品川区では施設一体型のみを義務教育学校としています。この義務教育学校の設置により小学校・中学校と合わせ三校種の学校が併存する体制が整備されました。各学校が各々の校種の持ち味を生かし切磋琢磨して彩り豊かな特色ある教育を展開することにより、子どもたちや保護者の意向、状況にも適った多様で質の高い学校教育の実現を目指していくものです。

#### **(2) 品川コミュニティ・スクールの実施により、学校の主体性を高め、地域との協働による特色づくりを行う学校体制の構築**

⇒現在、子どもたちや学校を取り巻く課題は複雑、高度化しています。そのような状況下、学校の主体的、自律的な学校運営能力を高めるとともに、保護者、地域や様々な専門家等が社会総がかりとなり協働して学校教育を担っていくことが不可欠となっています。区では、「品川コミュニティ・スクール」において、学校と地域をつなぐ「学校地域コーディネーター」を各学校に配置するなど、学校と地域が連携して子どもたちを育てていく仕組みづくりを進めています。この施策を通じて、学校が支援されるだけでなく地域の拠り所となり、災害時の避

難所としての機能の充実とともに、地域ネットワーク形成の役割も担えるよう取り組んでいくものです。

### (3) これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間の一貫したカリキュラムの実現

⇒これからの子どもたちには、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など多様性に富んだ変化の激しい社会を生き抜くことが求められます。そのため、義務教育の過程において9年間のしっかりとした見通しをもって教育にあたるのがますます重要となっています。先般、国が公表した次期学習指導要領では小学校から中学校への円滑な接続や目標とする資質能力が謳われています。これらは品川区の教育改革の中で従来から重要テーマとして掲げ、取り組んできたものです。今後、次代を担う子どもたちの育成のために「品川区立学校教育要領」を策定し、「市民科」や「英語科」など品川区独自のカリキュラムを充実させるとともに、9年間を見通した一貫教育のさらなる推進に努めていくものです。

これらの方針のもと、子どもたちを取り巻く状況や環境の変化に対応し、より良い教育環境とその制度基盤を構築していくために、約10年ぶりの「品川区学事制度審議会」の設置に至りました。

## 4 品川教育ルネサンスの推進体制と学事制度審議会の位置付け

品川教育ルネサンスの推進にあたり、教育委員会は前述の取り組みを具体化していくため、平成28年度より、学事制度審議会と並行して2つの会議体を立上げ検討を開始しました。ひとつは、今後の品川教育の理念・方向性や品川区立学校教育要領の策定など、主に教育内容に関する検討を行う「品川教育検討委員会」、もうひとつは、品川コミュニティ・スクールの制度や研修、成果検証の手法の確立など、その推進体制の整備・充実を目的とした「品川コミュニティ・スクール推進委員会」です。

一方、本審議会は、主に就学に関する制度面を中心とした課題等を検討するため教育長の諮問を受け設置された会議体であり、両会議体と緊密に連携・情報共有しながら、品川教育ルネサンスを推進するための方策について提言するものです。

なお、本審議会は教育関係者だけではなく、地域を代表する様々な委員にも参加していただき、幅広い視野から課題の検討を行ってきました。

## Ⅱ 中間答申以降の審議会における論議

平成 29 年 9 月に中間答申を上申し、その後、パブリックコメントが行われ、様々なご意見が寄せられました。また、審議会の中からも、それまで検討した事項について、さらに議論を深めるべき課題があるとの意見が出されました。

それらを踏まえ、審議会では、中間答申から最終答申までの間に、次に掲げる各課題について、議論を重ねました。

### 1 義務教育学校に関する整理

新たな学校種として規定され、平成 28 年度より設置された義務教育学校のあり方は、学事制度の見直しにも大きく影響することから、審議会の場においてもかなりの時間をかけて議論するとともに、さまざまな課題を検討する際にも、その課題との関わりの中かで随時取り上げてきました。その検討結果については中間答申でまとめたところですが、従来の小・中学校とは 9 年間の教育課程の考え方や設備・運営面なども大きく異なる学校であることから、パブリックコメントでも多くの意見等が寄せられました。

そこで、改めて義務教育学校の特徴などについて整理するとともに、その内容を広く理解いただけるよう、最終答申において丁寧の説明を加えることを確認しました。

### 2 学校規模に関する整理

中間答申では、学校規模のあり方について、その規模に応じた特色ある教育の展開が重要であることを基本としつつ、極端な小規模状態が続き、教育面を始めとして様々な点で不都合が生じた場合については、より丁寧に対応していく必要性について言及しました。その具体的な内容は、学校運営の一層の支援も含め、あらゆる手段を講ずることを想定していましたが、必ずしもそのような受け止め方ばかりではないことがパブリックコメントからも窺えたため、改めてそのことを確認するとともに、最終答申ではよりわかりやすい表現に努めていくこととしました。

また、大規模校に対しても、極端な大規模状態が継続する場合について、小規模の場合と同様の対応を行うことが適当かどうかについて議論しました。

### 3 学校選択制に関する諸課題

学校選択制については、中間答申において、特に小学校等の選択制を、ブロック内選択から隣接校選択へと大きく見直すことを提言しました。ただし、この時点では制度の大枠の検討にとどまっていたことから、抽選となった場合における兄弟枠の扱いなどの優先順位の考え方など、具体的な運用面での課題についても改めて協議しました。その内容によっては、直接答申で触れるというよりも、施策運用を考える際に検討すべきものもありましたが、審議会においても、それらの制度について一層理解を深める貴重な機会となりました。

### 4 学区域に関する整理

中間答申では、一貫教育の更なる発展をめざし、各学校間の連携をより推進するため、中学校等の学区域を一部変更し、小学校等とのグループ化を図るべきとの上申をしました。

なお、この課題の検討にあたっては、各学校の受け入れ体制や就学人口予測など、様々な要因も考慮してきましたが、その後の就学人口予測の変動や学校と地域との結びつき等の再確認などを踏まえ、グループ化の組み合わせを一部見直して検証し、改めて整理しました。

### 5 最終答申への反映

以上のように、中間答申後にも様々な視点から意欲的に議論を重ね、検討を続けた結果、中間答申で示した基本的な方向性に大きな変更はないものの、それぞれの課題において、いくつかの部分にさらに詳細な検討を加えるなど、再整理を行いました。このことにより、各課題における提言は一層説得力ある内容になったと考えます。

なお、検討結果については、次ページ以降の各課題の報告に反映されています。

### Ⅲ 審議会としての提言

#### 1 区立学校の学区域

品川区では、学校ごとに就学指定するための学区域が設定されています。一方、学校選択制により、住所地が学区域とされている学校以外の学校に進むことも可能ですが、選択希望者が集中した場合には、学区域内居住者が優先されるなど、学区域のもつ意味も小さくありません。

今回、学事制度全般を検討するにあたり、品川区立学校の学区域に関する今後の方向性について議論を行いました。

##### (1) 品川区の学区域の歴史と現状

各学校の学区域は、古くは明治以降の学制や学校令などの歴史的経緯を踏まえ、昭和 16 年に 制定された国民学校令により決定され、それが戦後の教育改革による新制小学校の学区域につながっています。また中学校は、戦前の高等小学校を起源とする学校と戦後の学制改革により設置された学校もありますが、昭和 22 年の学校教育法施行による整理が基本となっています。その後、人口増加により小学校・中学校とも新たな学校が整備されるごとに学区域が変更されましたが、小学校と中学校の間で学区域の整合性が取れておらず、町会・自治会の区割りとも必ずしも一致していません。

このような背景から、現在、小学校、中学校、義務教育学校それぞれ独自に学区域が区割りされ、各学校種の間で相互の学区域の整合性が図られていない状態が続いています（資料 1）。

##### (2) 学区域のあり方

品川区では、区が独自に策定した「品川区小中一貫教育要領」に基づいて義務教育 9 年間の連続した学びによる教育（以下、「一貫教育」という。）の充実を図っています。しかしながら、前述した学区域成立の歴史的経緯により、小学校等の学区域が複数の中学校等の学区域に分かれていて学校同士の連携が図りづらいなどの状況も存在しています。

このような状況を改善し、学校同士の連携を深め、一貫教育の効果を一層高めるために、各小学校等を単位として進学する先の中学校等を定め、ひとつの中学校等と複数の小学校等からなるグループにまとめられるように学

## 1 区立学校の学区域

区域を変更することが適当であると考えます。

このグループ化によってグループ内の各学校間の連携関係が明確になり、共通の教育目標の設定や共同した教育活動への日常的な取り組みなどが進むことで、学校組織間の連携関係が強固なものとなるとともに、子どもたちにとっても連続して学ぶ環境が整うこととなり、今後の一貫教育のさらなる充実に大きな意義をもつものと考えます。

また、グループ内の各学校が品川コミュニティ・スクールの運営にも連携、協力して取り組むことにより、各学校を支える各地域間の連携促進につながり、中学校等の学区域を単位とした地域とともにある学校づくりを推進することも期待されます。さらに、そのことが場所的には離れた学校間においても一貫教育を推進する基盤の形成につながっていくものと考えます。

なお、学区域を変更するにあたっては、これまでの歴史的経緯や、小学校等の学区域が地域のコミュニティともしりわけ密接な関係をもつ点など地域とのつながりを踏まえ、小学校等の学区域は原則として変更せず、中学校等の学区域を変更することでグループ化することを基本にすべきと考えます。

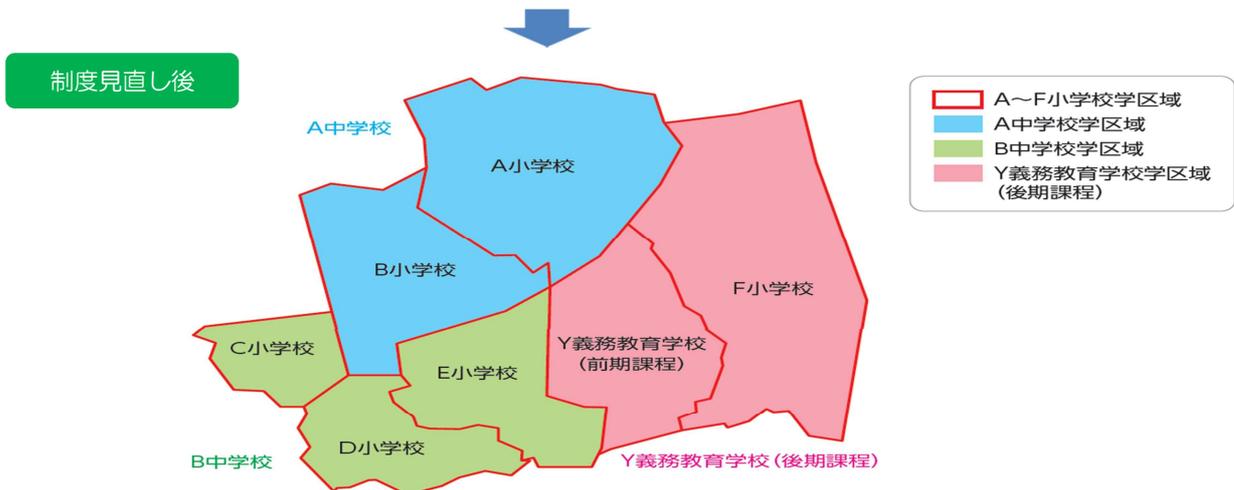
ただし、就学人口の増加やグループ化により、中学校等の受け入れ人数に変化が生ずるなど、中学校等の学区域の変更だけでは学校施設の受け入れが困難な場合などは、最小限の範囲で、小学校等の学区域の変更もあり得るものと考えます。

また、町会・自治会と学校の学区域に不整合が見られる（ひとつの町会・自治会が複数の小学校等の学区域に分かれている）場合なども、今回の見直しの機会に地域の実情を踏まえ、必要に応じて町会・自治会の区域を考慮に入れた学区域の見直しを行っていくことも肝要です。

<学区の見直しのイメージ>



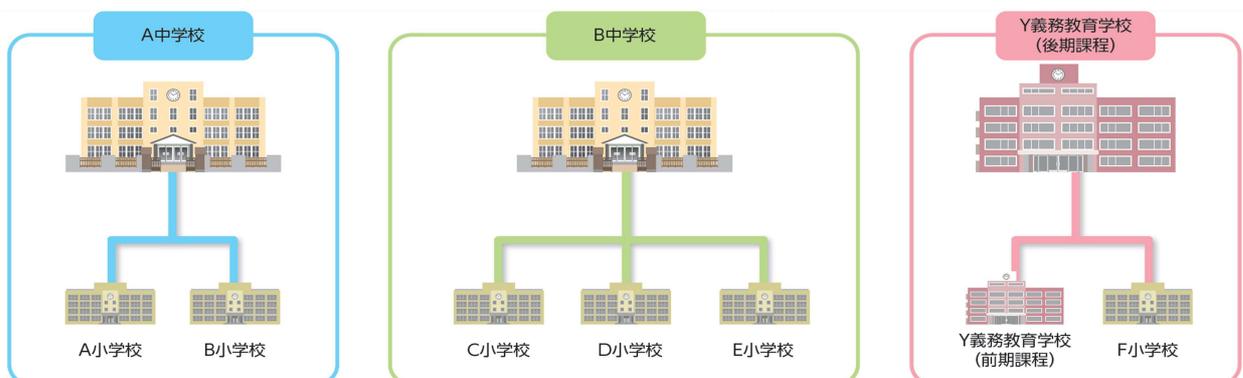
小学校の学区が、2つの中学校（義務教育学校）の学区に分かれているところがある



中学校・義務教育学校（後期課程）の学区を見直し、小学校の学区が全て収まるようにする

※小学校の学区は原則として変更しない

<一貫教育のさらなる充実に向けた「グループ化」の考え方>



※ 学区の現状については、付属資料の資料1「品川区立学校学区図」参照

※ 学校選択制の取扱いについては、次章（P.10～15）参照

## 2 学校選択制について

### 2 学校選択制について

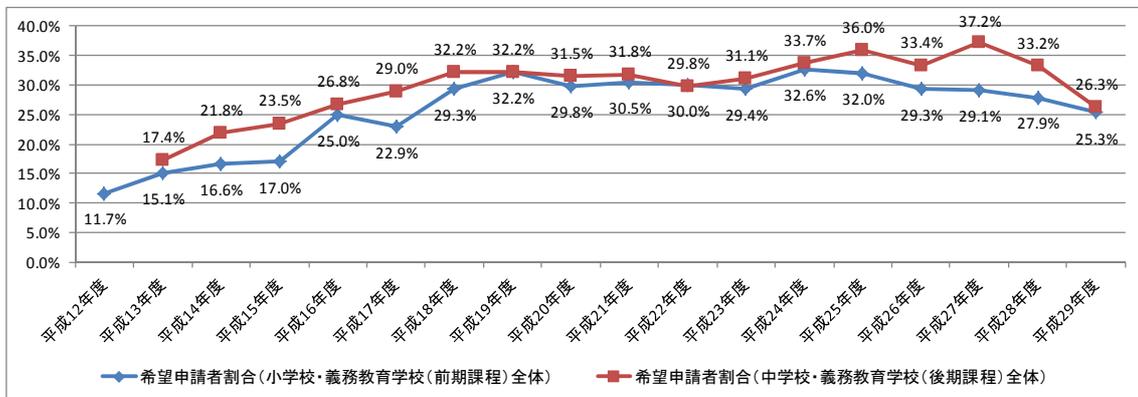
品川区における学校選択制は、「プラン 21」の流れの中で平成 12 年度に小学校、13 年度には中学校へと順次導入されました。この制度では、小学校においては区内を 4 つのブロックに分け、住んでいる学区域が属するブロック内から、中学校および義務教育学校においては区内全域から学校を選択することができます。ただし、いずれの入学段階においても、住んでいる学区域の児童・生徒を最優先として受け入れた後に、受入に余裕が生じた場合に他の学区域の児童・生徒を受け入れる仕組みとなっています。

この品川区の学校選択制を検証し、今後のあり方について検討しました。

#### (1) 学校選択制の運用状況

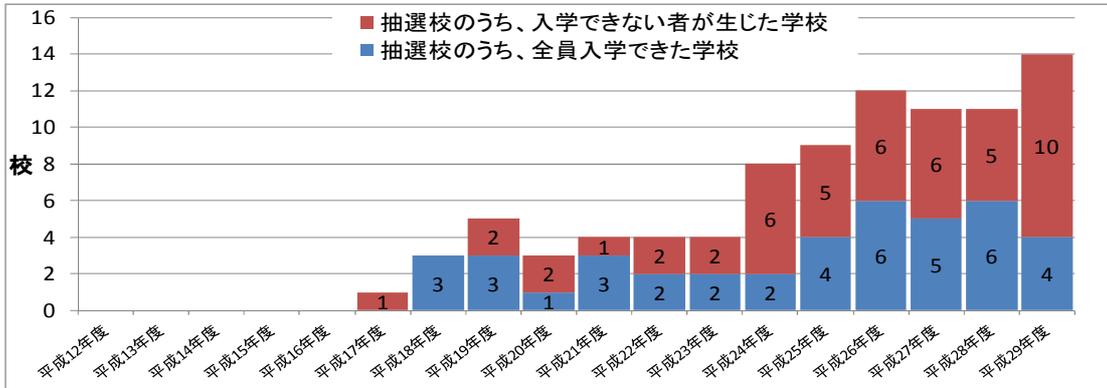
学校選択の希望申請者割合については、導入当初は全体的に一貫して増加し、その後も年度により増減はあるものの緩やかな増加傾向で推移してきましたが、平成 25 年度前後をピークに減少傾向にあります。

＜学校選択制の希望申請者の割合の推移＞



また、学校選択した結果について、小学校等では導入当初 5 年間はずべての学校で選択した学校に進めたものの、6 年目からは抽選校が発生し、その後増加傾向が続き、平成 29 年度入学では 14 校で抽選が実施されています(※1)。その他、平成 26 年度からは、学区域の児童だけで定員が埋まり、選択枠を確保できない学校も発生しています。

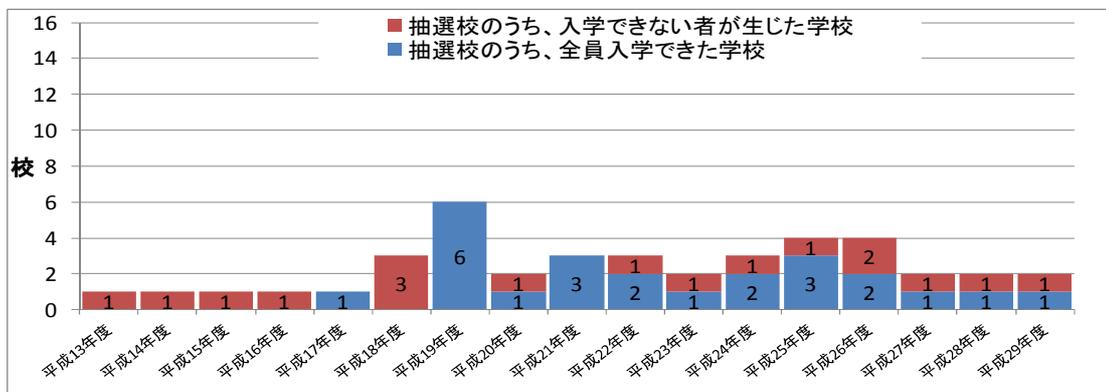
＜小学校・義務教育学校（前期課程）の希望申請による抽選実施校の推移＞



※1 抽選校のうち実際入学できない者が生じた校数は、過去1～6校で推移していたが、平成29年度入学では10校に増加。

中学校等については、導入当初から抽選校が発生していますが、年度により多少の増減はあるものの、抽選校は1～6校の範囲で推移しています（※2）。

＜中学校・義務教育学校（後期課程）の希望申請による抽選実施校の推移＞



※2 抽選校のうち実際入学できない者が生じた校数は、1～3校で推移。

## 2 学校選択制について

### (2) 学校選択制の見直しの方向性

品川区の学校選択制は、学校が選ばれる立場になるという環境変化を与え、それぞれが互いに切磋琢磨する状況を生み出し、学校の意識改革を図ることを目的としていました。その結果、学校は選択されるための努力を続け、地域との関係も積極的に構築するようになるなど、その意識は大幅に変化し、特色ある教育活動や開かれた学校づくりが進展することで教育内容の充実や質の向上につながる大きな効果をあげてきました。

また、児童・生徒や保護者にとっても、教育方針や特徴により学校が選べる制度は非常に重要であり、学校選択制についての評価は高く推移しています（資料3、4）。

一方、導入当初は小学校等ではすべての学校で選択した学校に入学することができた状況が、就学人口の変化によって、学区域の児童のみで定員を満たし、他地域から入学することができない学校が発生していることや、子どもたちが住所地以外の地域の学校を選択することにより、地域や町会・自治会、住民との結びつきが弱くなるといった意見（資料5）が寄せられていることなどの課題も見られるようになりました。また、東日本大震災を契機として、災害時等の安全に対する意識も高まっています。

このような状況を踏まえ、品川教育ルネサンスを一層推進するという観点から、今後の学校選択制について以下のような見直しを行うべきとの結論に達しました。

この見直しによって、地域とともにある学校づくりがさらに進展するとともに、中学校等の学区域を単位としたグループ化が目指す9年間連続した学びの環境の充実と、子どもたちや保護者の学校選択への意向やニーズを考慮した、これからの品川区にふさわしい学校選択制が実現されるものと考えます。

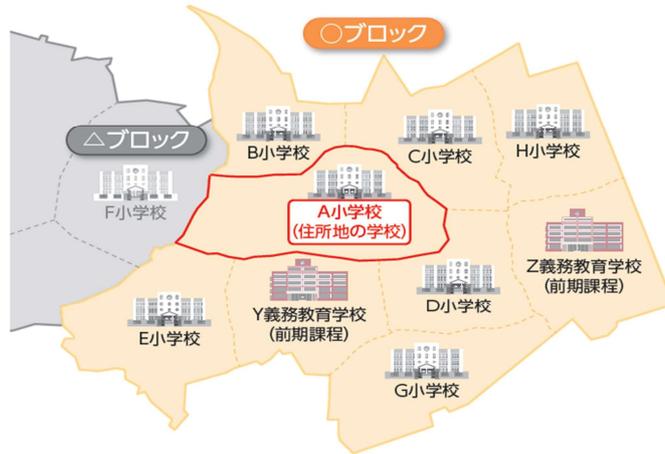
### (3) 小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制の見直し

小学校については、ブロック内での選択から、学区域が隣り合っている学校を選択できるような仕組みに変更することが適切であると考えます。このことで、学校をいくつも超えて遠距離通学することがなくなり、災害時を始め、通学上の様々な危険に対する安全性を高めることができます。また、この仕組みによれば選択先の学校も本来の学区域と連続したコミュニティにある学校になり、地域とともにある学校づくりを推進する方向性に適った見直しとなると考えています。

## ＜小学校・義務教育学校（前期課程）の学校選択制見直しの考え方＞

### 現行制度

- この例では、住所地の**A小学校**以外に○ブロック内の**B,C,D,E,G,H**の小学校6校と**Y,Z**を含む区内全ての義務教育学校（前期課程）6校を選べます。



### 制度見直し後

- この例では、住所地の**A小学校**以外に隣接する**B,C,D,E,F**の小学校5校と、**Y**義務教育学校（前期課程）1校を選べます。



義務教育学校を選択する場合、これまでは区内全域の義務教育学校を選択することができましたが、この見直しでは小学校と同様、学区域が隣り合う義務教育学校を選択することができる仕組みに変わります。

なお、品川区では小・中学校と義務教育学校という異なる学校種が併存していることから、どちらの学校種が子どもたちや保護者にとってより適しているか選ぶことのできる環境を提供することが大切であると考えます。そのため、選択にあたっては、小学校と義務教育学校がどちらも必ず1校は含まれるように設定し、異なる学校種の選択権は確保するものとします。

この改定により、これまでと選択できる幅は異なりますが、児童や保護者の選択権も一定程度確保されるものと考えます。

## 2 学校選択制について

ただし、他区との境界にあるなど、極端に選択できる学校が少ない学区域の場合には、他の学区域との均衡を考慮し、隣接校以外で学区域の学校から最も近い学校を追加するなどの柔軟な対応もありうるものと考えます。

### (4) 中学校・義務教育学校（後期課程）の学校選択制の見直し

中学校等については、現状では区内全域から自由に学校を選択することができる制度となっていますが、9年間の連続した学びの環境の構築という観点から、中学校等への進学時の学校選択に何らかの制約を設けることも必要ではないかという点について議論しました。中には、選択することができる事由等を限定するといった案も出されましたが、最終的には、制約するより、子どもたちや保護者にとってより有益な情報を学校が発信するなど、学校選択に関する情報提供の充実を重視すべきであるとの結論に至りました。このことにより、本来の学校選択制の趣旨に見合った選択がなされることが期待されます。

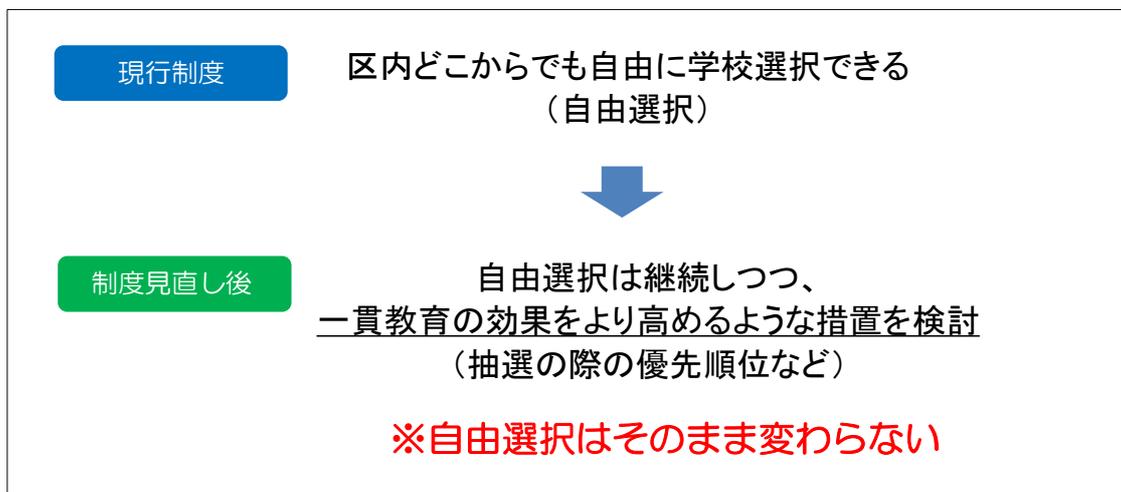
また、中学校等の選択においては、部活動や教育面の特色などを重視する割合が高く（資料3）、子どもたちや保護者にとって、学校を幅広く選ぶことができるという点は高校進学も見据えた重要な要素となっています。そういった観点を踏まえ、区内全域からの自由選択という枠組みは残すことが適当であるとの結論に至りました。

ただし、それでは一貫教育の趣旨から外れるのではないかと懸念に対しては、中学校等の自由選択の枠組みが残ったとしても、前章の学区域の見直しによる中学校等の学区域を単位としたグループ化によって学校間の組織的な連携体制が強化されることにより、グループ内での9年間を通じた学びの環境を重視して連携する中学校等を選ぶ傾向が強まることが期待され、今まで以上に充実した一貫教育の展開につながるものと考えます。

さらに、学校選択時に抽選となる場合に連携する学校間のつながりを強めるような優先順位を新たに設定するといった運用面での措置も、一貫教育を推進するうえで有効です。例えば、進学先の中学校と連携する小学校に在籍する児童については、その中学校の選択時に抽選になった場合の優先順位を高く設定するなどです。そうすることで、小学校と中学校等の連続性がより高まり、品川区が目指す一貫教育の趣旨に適った学校選択の仕組みになるものと考えます。

なお、これらの抽選時における優先順位の設定は、現行制度の兄弟優先の扱いなども含め、制度全体の見直しとともに改めて整理していくことが必要です。

### <中学校・義務教育学校（後期課程）の学校選択制見直しの考え方>



### 3 三校種体制（学校種のあり方）について

#### (1) 品川区における三校種体制の意義

品川区で平成 18 年度から取り組んできた施設一体型小中一貫校は、国の教育行政にも影響を与え、義務教育学校の法制化をして実を結びました。それを受け、品川区の小中一貫校は、義務教育学校として新たなスタートを切りました。

このことは、9年間一貫した教育を行う新しい学校が生まれたことを意味します。義務教育学校には、小・中学校という垣根はなくなり、9年間の発達段階に応じた柔軟な指導や効率的な学校運営をより実現しやすい環境が備わることになります。

一方、小・中学校では、校種が異なる利点、例えば、6年から7年へ進む際の節目を成長につなげていくことや、進学を仕切り直しの機会にできることなど、従来からの特性を生かした小・中学校ならではの一貫教育を推進することになります。

そして、品川区は学校選択制があることにより、保護者や子どもたちが異なる校種からいずれか適しているほうを選ぶことができます。

このように、小学校、中学校および義務教育学校という三つの校種における多様な進路が構築されたことで、お互いが校種の良さを発揮しながら切磋琢磨し、保護者や子どもたちの個性やニーズに合ったより良い教育を提供す

### 3 三校種体制（学校種のあり方）について

る環境が整ったといえます。

今回、学事制度全般を検討するにあたり、教育面からみた新たな義務教育学校との制度的な整合性の検証など、学事制度面から義務教育学校のあり方について審議してきました。

#### (2) 義務教育学校の現状

品川区の義務教育学校では、9年間同じ施設で学び続けることから、安定した人間関係を築きやすく、8、9年生のリーダーシップがより向上するなどの特徴も見られます。また5年生からの教科担任制によって、より専門的な学習が展開されるとともに、さまざまなカリキュラムの工夫にも取り組んでいます。

組織運営の面では、1校に副校長が3名配置されるなど人員体制が強化されています。また、校長が9年間を見通したリーダーシップを発揮することができ、教職員組織を一体的にマネジメントすることで、事務作業の効率化や前期課程と後期課程の教員間の啓発促進にもつながります。

さらに、地域と児童・生徒一人ひとりとのつながりにおいても、長期間にわたって安定した関係が築けるなどのメリットがあります。

義務教育学校としてはまだ2年ですが、その前身の小中一貫校からの取り組みを合わせた年月は、長い学校で10年以上経過しており、義務教育の新たな可能性につながる実績を着実に積み重ねています。

なお、品川区における義務教育学校は、どの学校も母体となった小学校、中学校があり、その学区域を引き継いでいるため、学区域の面では小・中学校と同じです。一方、現行の学校選択制では、小学校の選択範囲がブロック内に限定されているのに対し、義務教育学校（前期課程）ではどの学校も区内全域から選択することができることとなっています。

#### (3) 義務教育学校のあり方

義務教育学校がもつ特色を踏まえ、今後のあり方について検討を進めました。

特に大きな議論となったのは、義務教育学校を独立させ、学区域をもたずに選択希望者のみの学校とすべきではないかとの意見についてです。この場合、これまで義務教育学校がもっていた学区域を周辺の各学校に振り分ける必要性が生じます。そこで、その場合の受け入れキャパシティについて検証したところ、周辺校の受け入れ可能児童・生徒数を上回る事例も

見られたため、単純に義務教育学校の学区域をなくすことは困難であると考えます。また、学区域をなくすことは、これまでその地域の学校として存在していたものがなくなってしまうことになり、地域との繋がりが薄れてしまう可能性も指摘されました。

そもそも、義務教育学校を含め、公立学校は地域の拠り所となるものであり、特に品川区においては地域とともにある学校づくりに取り組んでいることから、学区域は義務教育学校にとっても学校の存立に欠くことのできない要素です。

したがって、義務教育学校はこれまでと同様に学区域をもつものとして扱うべきと考えます。また、学校選択制においても、前述の見直しのとおり、義務教育学校（前期課程）を選択することができる範囲を区内全域から隣り合う（近接の）学区域に変更するなど、義務教育学校を例外とせず、単独の学校と同じ扱いとしています。ただし、施設一体型の施設であるという特性を生かした義務教育学校ならではの特色をさらに打ち出していくことが必要です。

#### (4) 小・中学校の取り組み

小・中学校においても、義務教育学校と同様に「品川区小中一貫教育要領」(※3)に基づく9年間のつながりを重視した学びの充実を図っており、共同での学校だよりの発行や合同行事の実施、教員相互の交流の活発化など、学校間で積極的に連携して一貫教育を進めています。このような連携を維持しながらも、同時に、単独の小・中学校ならではの成果や特色を生かした教育活動を力強く推進していくことが重要です。

※3 「品川区小中一貫教育要領」は、平成30年3月「品川区立学校教育要領」に改訂。その後、移行期間を経て平成32年度に1～6年、平成33年度に7～9年で全面実施予定。

### 4 学校規模の考え方

品川区には、小学校においては各学年単学級の小規模な学校から、1～9年生で30学級を超える義務教育学校まで、さまざまな規模の学校が混在しています。同じ区立学校であるなかで、規模の違いが教育的観点からどのような影響を与えるのか、またどのような規模が区立学校として望ましいのか、検討を行いました。

#### (1) 学校規模の基準

学校の標準規模は、学校教育法施行規則第41条では、小学校の標準規模として、12～18学級と規定しています。また中学校についても同様です（同規則第79条）。義務教育学校については、18～27学級を標準規模としています（同規則第79条の3）。

また、平成27年1月に文部科学省より示された「公立小学校・公立中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、学校規模等の適正化への取り組みを求めています。

一方、前述の同規則第41条ただし書において「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と示しているとおり、「標準規模」については、区市町村それぞれが抱える課題に即して主体的な検討を行うことを妨げるものではないと捉えることができます。

なお、前回の学事制度審議会の答申においては、小中一貫教育を推進するにあたり、それぞれの学校規模に応じてその特性を生かした教育活動を展開していくことが重要であると結論づけました。

#### (2) 学校規模の現状

小学校の学校規模は、11学級以下（単学級の学年が一つでも存在する）の小規模校が11校（35.5%）、12学級から18学級のいわゆる標準規模の学校が18校（58.1%）、19学級以上の大規模校が2校（6.4%）となっています。また小規模校のうち、すべての学年が単学級の学校は3校（9.7%）ありますが、小学校全体として、学校の規模としては、比較的バランスのとれた学校が多くなっています。

中学校に関しては、単学級の学年が存在する学校はなく、どの学校も各学年で複数学級が存在しています。具体的な学級規模では、標準規模である12～18学級の学校は1校（11.1%）で、それ以外の8校（88.9%）はす

べて標準学級数を下回っており、標準規模を上回る学校はありません。

義務教育学校については、標準学級数を下回る学校はなく、標準規模の学校が2校（33.3%）、標準規模を上回る学校が4校（66.7%）で、規模の大きい学校が多くなっています。

### <学校規模の状況>

平成29年5月1日現在

種別	規 模	校 数	割 合
小 学 校	小規模校(11学級以下)	11校	35.5%
	うちすべての学年が単学級	[3校]	[9.7%]
	標準規模校(12～18学級)	18校	58.1%
	大規模校(19学級以上)	2校	6.4%
中 学 校	小規模校(11学級以下)	8校	88.9%
	うちすべての学年が単学級	[0校]	[0.0%]
	標準規模校(12～18学級)	1校	11.1%
	大規模校(19学級以上)	0校	0.0%
義 務 学 校 教 育	小規模校(17学級以下)	0校	0.0%
	標準規模校(18～27学級)	2校	33.3%
	大規模校(28学級以上)	4校	66.7%

### (3) 学校規模のあり方について

区立の小学校については、小規模校から大規模校までさまざまな規模の学校が存在しています。それぞれの規模の特徴として、小規模校では学校職員と児童との距離が近くなり、きめ細やかな授業が展開しやすく家庭的な教育環境が形成されることが多くなりますが、単学級の学年では学級編成替えの機会がなく、子どもたちの人間関係が固定化されるなどの懸念もあります。また、学校運営にかかる経費も、標準規模以上の学校に比べ、児童一人当たりでは高くなり、財政上の問題も存在します。

一方、標準規模以上の学校では、合唱や集団競技等の教育活動がよりダイナミックに展開され、子どもたち同士の切磋琢磨や学級編成替えによる人間関係形成の学びなどの機会に恵まれる面もありますが、大規模校の場合には、学校設備利用の競合や各児童一人ひとりへのきめ細かい指導の限界、管理職の負担が重いなど、課題の存在も否定できません。

これらの学校規模別の課題に対しては、例えば小規模校ではICT機器

を優先的に導入するなど教育的効果を高め、大規模校では主幹教諭に管理的な仕事を分担させて管理職の負担軽減を図るなど、それぞれの実情に応じたきめ細やかな配慮がなされています。

次に、中学校については、標準規模を下回る学校が多くなっていますが、学校現場の声として、一学年3学級程度が教育環境的にも良好で学校運営面でもバランスが取れているとの声もあり、特に問題視すべきものとは捉えられていません。

義務教育学校については、標準規模を超える学校が多いのが現状ですが、品川という住民の多い都市部において、もともと母体としていた学校をもつという地理的・歴史的経緯を踏まえ、都市型の義務教育学校としてふさわしい規模という視点で考えることが必要であると思われます。そのような観点から品川区の義務教育学校を見てみると、その特性を踏まえ学校の組織体制も整備されていて、適切な学校運営が実現されていると考えます。

今後とも学校規模に応じて求められる前述のような課題への対応策を含め適切な対策を講じることにより、円滑な学校運営が確保できるものと考えます。しかしながら、極端な小規模状態が長期間継続し、教育上、また学校運営上に支障があるような場合には、学校支援の手立てを始めとした様々な対応策について検討するための機関を立ち上げ、その後の方向性を探るなどの具体的な方策が必要であると考えます。

またこれらの対応は、就学人口の急増により、極端な大規模状態の継続が見込まれるような学校に対しても適用できる可能性があります。

## 5 区立学校の配置バランスについて

### (1) 歴史的経緯

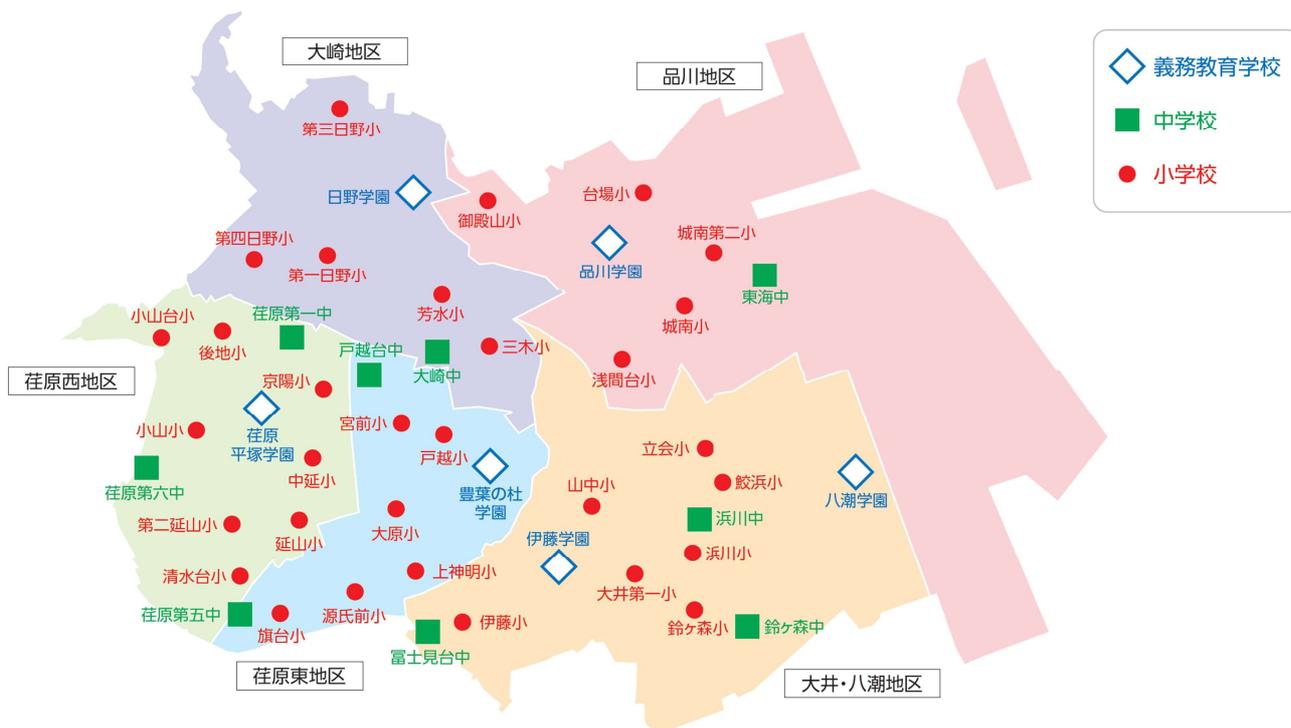
区立学校は、小学校は旧学制に基づいて設置されていた尋常小学校を母体とするもののほか、戦後の人口急増期に設置されたケースがあります。それらの学校は、配置場所が細かく配慮されたのではなく、品川という都市部の事情から、開設できる場所に設置したというのが実情です。したがって、必ずしも区内にバランスよく配置されているわけではありません。

中学校については、新制度により戦後新たに設置されましたが、小学校の新設と同様、設置できる場所が限られていたため、地域的な偏在が生じています。

義務教育学校は、その前身は小中一貫校ですが、区内の地域バランスを

考慮して整備したものの、多くがもともと設置されていた中学校をベースにしていることから、同様に、必ずしも区内で均等な配置とはなっていません。

### <区立学校の配置状況>



### (2) 今後の配置バランスのあり方

区立学校の配置バランスを考えるには、今後の就学人口の推移を注視し、各学校の児童・生徒数の変化を敏感に捉えていく必要があります。また学校の老朽度の進行などによる改築計画や学校種間の転用（※4）、新たな義務教育学校の設置、さらに区の公共施設に関する計画等、さまざまな要因を考慮しなければなりません。

いずれにせよ、区内のどこに住んでいても通学時間等に大きな差が生まれないよう、学校の配置に留意して今後の学校整備を図ることが重要です。

※4 学校種を変更すること（例 小学校→中学校、小学校→義務教育学校）

## 6 学校改築について

### (1) 学校改築の現状

区立学校は、その多くが昭和 30～40 年代に建て替えられました。区はこれまで、学校施設や非構造部材の耐震化に積極的に取り組み、常に最新の基準に適合するように対応を続けています。

その一方で、各学校は平成に入り建て替えの時期を迎えてきていることから、必要性の高い学校から順次改築を進めています。

現時点で今後改築が必要となる学校は、小・中・義務教育学校合わせて 26 校となっており、その対応について整理する必要があります（資料 6）。

### (2) 学校改築のあり方

学校の改築は、校舎の老朽度を基本に計画的に進めるべきと思われます。一方、昨今の就学人口の急激な変化や、立地特有の問題（擁壁の安全性確保等）など早急に対応しなければならない事案もあります。特に、就学人口増対策は、子どもたちの学びの環境を確保するため、わずかの遅れも許されません。したがって、計画性をもちながらも、迅速で柔軟に対応していくことが必要です。

また学校施設は、これまで全面的な改築を基本として対応してきましたが、国の公共施設に対する考え方が改築から、基本的な躯体を残したまま、さまざまな補強により、長寿命化を図るという考え方にシフトしていることや、財政面・環境面への影響なども併せて考えると、今後は全面改築だけに限ることなく、案件によっては長寿命化による対応も視野に入れて検討すべきと考えます。

さらに、多様化する行政ニーズや地域要望を踏まえ、区有施設の有効活用の観点から、改築時には施設の複合化を検討するほか、将来の少子化による施設余剰発生時の転用対策も想定しておくなど、学校施設を整備する際には、幅広い視点から総合的に検討する姿勢が求められます。

## おわりに

この答申は、さまざまな形で地域や学校に関わりをもつ委員が、長い時間をかけ、真摯な姿勢で議論を重ね導き出しました。細かな部分では、検討が行き届いていないところもあるかもしれませんが、答申全体を形作る大きな考え方は、これからの品川区の教育環境の一層の充実につながり、次代を担う子どもたちの生きる力を育む一助となるものと自信をもって提示するものです。この答申が、品川区の教育のさらなる発展に寄与することを期待します。

教育委員会におかれては、本審議会の提言を真摯に受け止め、できるだけ早い時期に教育施策としてまとめられ、実施されることを求めます。

また、各施策の実施にあたっては、区民へ十分な時間を掛けて丁寧に周知を行い、理解を求めるとともに、制度変更による児童・生徒や保護者への影響に配慮し、一定の経過措置を設けるなど、適切な措置を講じるよう希望します。

